

東海村保全配慮地区維持管理報償金制度について

背景・目的

本村では、村内の良好な樹林地について、緑化審議会の答申のもと保全配慮地区として指定し、自治会等の関係団体と一体となった整備を進めてきた。近年、保全配慮地区の整備等を目的とした活動を行う住民団体が増加しており、当該団体の活動を支援するため、新たに「東海村保全配慮地区維持管理報償金制度」を創設した。

制度概要

【対象者】

概ね5名以上で構成され、保全配慮地区※1において年4回以上環境保全活動を行う団体

【対象事業】

保全配慮地区における緑地保全の活動
(除草・間伐・剪定等)

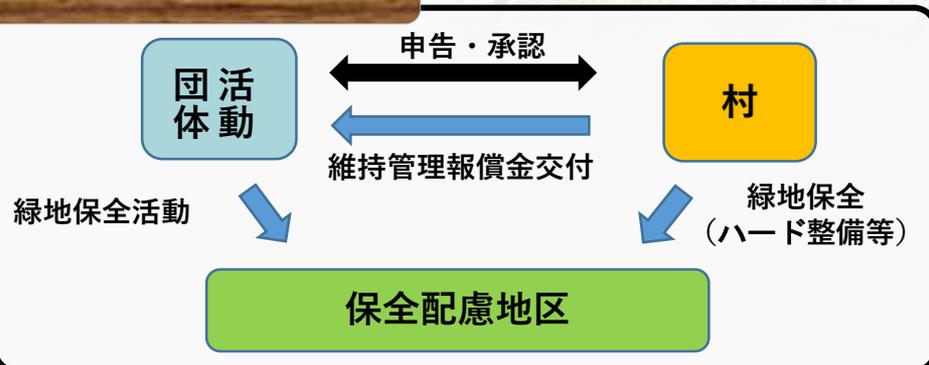
【報償金額】

除草等 20円/㎡ 除伐等 24円/㎡

- ・「労務単価」及び「建設工事標準歩掛」により算出
- ・「東海村保全配慮地区維持管理報償金に関する基準」で定める

※1 前谷津・天神山・舟石川ビオトープ・真崎古墳群・石神城跡 (R3.10現在)

制度の活用イメージ



申請の流れ

